

花園小学校いじめ防止基本方針

東大阪市立花園小学校

令和6年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「学び合い、認め合い、ともに未来を生きる子どもを育てよう」を教育目標としている。また、「話し合う、伝え合う力を育てる」、「なかまも大事に、自分も大事にする子を育てる」、「将来のために、当たり前のできる子に育てる」、「こころもからだも大事にできる子を育てる」を学校教育方針としている。この目標を踏まえ、人権尊重の精神を培うことを基盤に、すべての児童がお互いを大切に思いやり、安心して安全に生き生きと笑顔あふれる学校生活を送ることができるあたたかい学校づくりを目指す。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校・特別支援対策委員会」

(2) 構成員

校長／教頭／首席／生徒指導担当／人権教育担当／特別支援教育コーディネーター／養護教諭／各学年代表／SC 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1～6年	学校全体
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	第1回 いじめ・不登校・特別支援対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	1～6年遠足等校外学習（人間関係づくり） 学校生活（いじめに関する）アンケート実施 第1回 縦割り班活動 （異学年交流・人間関係づくり）	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 いじめ・不登校・特別支援対策委員会（毎月進捗確認）
6月	花小まつりに向けての取組み（人間関係づくり）	
7月	保護者懇談（家庭での様子の把握） 5年 林間学舎（宿泊行事・人間関係づくり）	中学校ブロック4校人権教育研修
9月		研究授業による授業づくり（わかる授業づくりの研究）
10月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 運動会（人間関係づくり）	
11月	6年修学旅行（宿泊行事・人間関係づくり） 人権教育講演会	研究授業による授業づくり（わかる授業づくりの研究）
12月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	

1月		
2月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 6年卒業遠足（キャリア教育・人間関係づくり） 学年発表会（人間関係づくり・自己有用感の育成）	研究授業による授業づくり（わかる授業づくりの研究） 第3回 いじめ・不登校・特別支援対策委員会 （状況報告・年間も取組みの検証）
3月		

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ・不登校・特別支援対策委員会は、年3回、会議を開催し、取組みの計画、進捗状況、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、未来市民教育の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

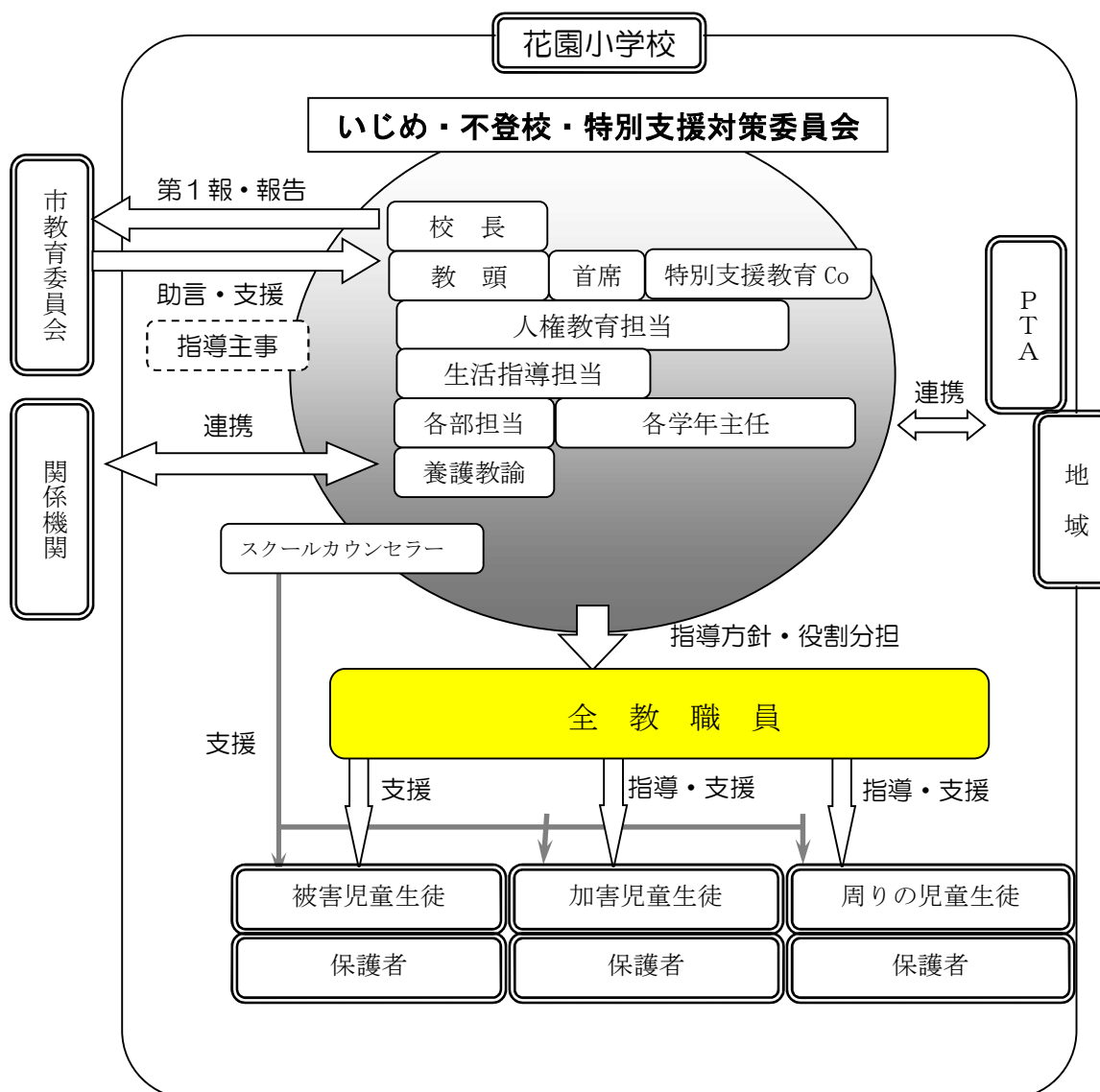
特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組むことから始め、子どもたちが安心して安全な生活を送れるようにしていかななくてはならない。

未然防止の基本となるのは、児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをおこない、互いに認め合える関係を児童自らが作り出すことである。

そうした未然防止の取組が成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数で検証したりして、どのような改善をおこなうのか、どのような新たな取組をおこなうのかを定期的に検討し、P D C A サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

「校内体制」



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても児童集会や学級活動などで校長や教職員が規範意識や思いやりなどの豊かな心をはぐくむ道德教育を推進する。また、児童の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするために行われる取組を推進する。また、保護者や地域に対して、学校だよりなどでいじめの問題や取組についての理解を促すように啓発し、連携しながらいじめの防止に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合え

る態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動をおこなう。また、生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験などを実施し、子ども一人ひとりの健全な成長が促されるよう実践する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童の主体的な活動がおこなわれるよう留意する。そのために、児童会において、年間計画の中でいじめをなくす活動や命の大切さを呼びかける活動などをおこなう。また、分かりやすい授業づくりを進め、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために校内研究体制を整備し、全教職員で研修を深める。さらに、ストレスに適切に対処できる力を育み、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員の意識改革を研修によりおこない、外部機関との連携に取り組む。
- (4) 児童が自らいじめについて学び、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組を各学級、各学年の実態に応じて、日常的におこなう。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、教職員が積極的に児童との情報交換をおこない、同じ学年の担任や専科、養護教諭など複数の教職員が児童の様子に気をつけ、月1回の事例研で共通認識をもち、課題を共有するようにする。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携体制を構築する。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを行い早期発見に努める。さらに、教育相談としては、夏期休業前と冬期休業前の個人懇談の中で行う。

また、日常の観察として、学級内のグループでどのような人間関係が構築されているか、グループ間でどのようなやりとりがなされているか、気を付けて観察する必要がある。さらに、学級、学年の実態に応じて、児童が悩みを教職員に話せる機会を設け、いじめの早期発見に努める。

(2) 保護者と連携して、児童を見守るため、学校であった出来事をていねいに知らせ、保護者から信頼されるような関係を日常から構築するよう心がける。また、地域と連携して児童

を見守るため、登下校の見守り活動や挨拶運動などを地域と協力しながら進める。

(3) 児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、市などの相談機関の紹介などをおこない、相談体制の整備をおこなう。

(4) 学校教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

また、外部機関とも連携し、児童や保護者に理解・協力を求める。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長・管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ・不登校・特別支援対策委員会）と情報を共有する。

その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校・特別支援対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における

人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や花小まつり、校外学習等は、児童が、人間関係づくりを学ぶことのできる絶好の機会ととらえ、学習を通して、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ・不登校・特別支援対策委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、facebook、X（twitter）、LINE、携帯電話やスマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、大人やいじめに関わらない他のクラスメイト等の目に、より触れにくく発見しにくい。そのため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に向けてもこれらの問題についての理解と指導協力を求めていくことが必要である。

具体的には、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する場を、道徳や未来市民教育の学習の中で設ける。また、必要に応じて、インターネット会社の外部講師による出前授業等を活用し、保護者への参加も呼び掛ける。長期休業前には、インターネットの使い方の注意や家庭でのルールの再確認等、児童に指導するとともに、懇談会で保護者にも注意喚起する。